

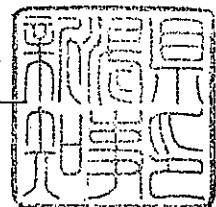
写

環企第1184号

平成30年2月9日

五泉市長様

新潟県知事 米山 隆



環境影響評価方法書に対する意見について（通知）

平成29年10月3日付で送付のあった「五泉地域衛生施設組合一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」について、新潟県環境影響評価条例第10条第1項の規定に基づき、環境保全の見地から別紙のとおり意見を述べます。

なお、別添の関係市長の意見についても十分配慮してください。

## 五泉地域衛生施設組合一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る 環境影響評価方法書に関する意見書

### 1 総括的事項

- (1) 工事計画や施設設計などの事業計画の詳細が明らかになっていないことから、これを可能な限り確定させた上で、マテリアルリサイクル推進施設による環境影響も考慮し、適切に環境影響評価を行うとともに、事業計画の確定に至った検討経緯を環境影響評価準備書に記載すること。
- (2) 廃棄物処理施設の処理方式について、焼却方式及び溶融方式の2つの方式が記載されているが、環境影響評価準備書において処理方式が決定されない場合は、検討される全ての処理方式について環境影響評価を行い、周辺への環境影響の比較ができるよう記載すること。
- (3) 環境影響の評価に当たって、環境影響評価項目の予測結果と基準又は目標との整合により評価を行う場合は、基準又は目標の具体的な類型や規制の区分などについて、環境影響評価項目及び地点ごとに比較する値を整理するとともに、設定理由や基準又は目標の出典を環境影響評価準備書に記載すること。
- (4) 環境影響評価準備書の作成に当たっては、用語の補足、図表の使用、編集方法の工夫により、閲覧者に対しできる限り理解しやすいものとなるよう配慮すること。

### 2 個別的事項

#### (1) 騒音及び振動について

- ア 対象事業実施区域における騒音及び振動については、周辺の事業場の操業状況により予測及び評価の結果が変化することが想定されることから、当該項目の現地調査においては、周辺事業場の休業日における調査も行った上で、予測及び評価を行うこと。
- イ 建設機械の稼働、施設の稼働による周辺集落、社会福祉施設における騒音の評価に当たっては、予測地点の周辺に住居が存在することを考慮した上で、比較する環境基準値を設定すること。

ウ 燃焼系の機械の使用では低周波音の影響が懸念されることから、低周波音についての調査、予測及び評価を実施すること。

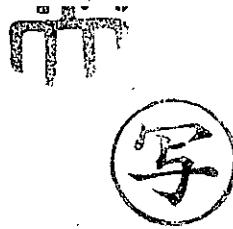
エ ごみの収集範囲が拡大することから、ごみ運搬車両に係る交通量算定の検討経緯を環境影響評価準備書に記載した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 温室効果ガスについて

排ガス対策型、省エネルギー型の建設機械、工事用車両等の採用や、より高効率の廃棄物発電設備の導入など、既存事例、最新技術の情報収集を十分に行った上で環境保全措置を検討し、温室効果ガスの排出抑制に努めること。

(3) その他

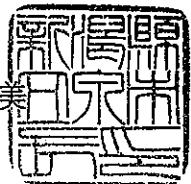
地域の社会的状況に関する住宅等の配置状況について、住居と事業所の区別を明確にした上で、特に影響を受けやすい住居に着目し、適切に環境影響評価を行うこと。



五環第445号  
平成30年1月4日

新潟県知事 米山 隆一様

五泉市長 伊藤 勝美



### 環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

平成29年11月30日付け 環企 第1029号で依頼のありました

標記の件について、下記のとおり意見を提出します。

記

#### 1 意見について

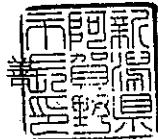
事業の実施にあたっては、周辺の住環境、農地・農業施設及び農作物等に影響を与えないよう配慮願いたい。

写

阿市第 342 号  
平成29年12月20日

新潟県知事 米山 隆一 様

阿賀野市長 田中 清



環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

平成29年11月30日付け、環企第1029号の2で照会のありました件について、下記のとおり回答します。

記

1 意見

「五泉地域衛生施設組合 一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」は適当と認めます。

担当：阿賀野市民生部市民生活課  
宮嶋  
電話：0250-62-2510 内線 2100